

寛永諸家譜

清和源氏丁九母之内
頼光流

内閣文庫	
番號	和 20199
冊數	186(25)
函號	團 76 1



古井

菅派

寛永諸家系圖傳

清和源氏

丁三

頼光流

古井

始と古井に号す利勝みづち

古井とあつたし

頼光

持津守

淺草文庫

類圖

正四位下
左衛門尉

國房

伊豆守
正四位下
陸奥守

光國

生羽也
たか門尉

久安三年辛巳年八十九

光信

生明判官

元基

佐々木
左衛門

光緒

易濃守

ちめ夷道ノ経て古波吹

卷之三

光行

生羽守

去波判官

實朝將軍

光宣

隱波守

臣立位下

光貞

伯耆守

定親

孫太角

師親

原次郎

師實

原次郎

賴繼

去波源亮

貞秀

太田遠江守

此向中継

利昌

基三郎

小笠原の尉

利勝

基之郎

大炊頭

遠州浜松守

幼少の時より

東照大權現より、之をうけて御ゆきよみ

何作と

名法院歎仰誕生の時利勝七歳より

とて

名法院歎仰誕生より、御幼少のあつた

つゆと出迎入門乃時行そとにまきび

を取るは駿府京都官戸のあつた日

をとこたす勅使と

慶長七年 下總國小見川より一万元
の地を許す

同十年

右徳院敵御上源將軍宣下此時利勝
伊東此時に立位下に叙せ

同十五年の春小見川をあつた後
ト總圓依金の城とたまつり御か雪
わりて三万二千四百石附の地を貰ひ
同年

右徳院敵田原ゆく御船の時作車

同年八月利勝

右徳院敵の沙使として江戸より駿府
おりりく附

大椿現より江戸の國府脇御の御茶入
とたまつり 作けるハ利勝豈ゆく
將軍の左右ちくにあふとハ諸大名と
会合をす 一是日うち只今此沙茶入
を下す

同年

因十六年

右徳院敵利勝が笠戸の館より後御ち
因十七年利勝行健也にて駿府より
おもじく御

大權現より萬金一千文とにましる
頃年來地の歩か様ありて四万石三千
と領すゆまと國家の政事よりことよ
利勝ありらきりすとよゆうう
因十九年えねえと大坂五萬の内陣

の時利勝はすとてとめ御旗をうちて
宣教顧向よりあらわし御陣以はあらま
地の行か様とだまつて六万三千石と

元和二年

大權現御不例みよ

右徳院敵利勝より後序小おじしきたま

時利勝はす む不例のあひ

大權現たびく利勝をりて御遺言の

事あらするうちその旨を之

右德院敵一云上す

仰ひもく近軍

はのひ身をみる使砲を以て先とすも
つまへらるる次ハ能共次も騎馬も
志れ火を宣傳といす。す。使砲
らとゆく先やして、も次ハ能るたる
を。神をゆくあひいたそよど
ありしも在そよぐて是を一而
のつめく別より行人とおてそで
ト和を待へき。ちゆいんとお
や

者百戻のほ此事とれて
將軍小つてく儀宣とくとのをよ

四年四月十七日

大槍観薨仰せ遺言承候て來不令
駿河久能の山中におああまぬ近長
を多上野介ふ純松平太清の大丈久
板倉内賀ふ重昌秋元組馬も泰曾
修すす財利勝

右德院敵の仰和代ゆてまごひま

尾張大納言義重卿の使老成陳隼人
紀伊大納言頼宣卿代役者安藤常力
水戸中納言松房卿乃後者中山侯亦
おうへくまこふ見えまきるゆゑの
御遺玉より川くづら此外他人山
中に来る事とぬと
け時諾大和駿府ノリ同作と或今
げるハ此乃は該大和をい戸とゆしり
あめく春年ぬ圓の行いをぬとたま

とれへきとやけきば

台連院歎き儀ともちいたまどく
後序もととくにぬ圓とまのれいとる
としまりてノリ利勝 仰とうけ
たまりて 納命のゆきしきとつて
されば諸大和みる感状 てぬ圓す

同三年

大槻現の御廟と下野圓日光山下
うつたまよ時利勝 仰ゆ候

神樂又三たびひをもひ久能山より日光
山よりもよまで政次を説き固す四月

十七日

右總院敵日光御登山一周忌れ沙巡福
あら是もとひは日光へ、御のゆき
利勝教度傳本とほゆし

同年

右總院敵沙上源の供を此附朝鮮國の
信使東郷にて許札と利勝ふそ内

事とせりとこまこれより以後朝鮮
の信使東郷のたびに沙上利勝
等それ事小わり故に西のを行
礼費小書簡うひよはゆ乃方物と
さくれ利勝を又送簡をつゝ
贈答の私物をす

同年

右總院敵沙上源の附利勝供をす此
たび福鴻左衛門大主正則宛あつて

安藝守備は安藝を没收されて信濃へ
ふうつもと財政と使を安藝へ
つうては隊をうけやし

同六年

名瀬院勘の沙びひすめ 女御の宣ちと
ゆりたまひて沙よみ仰入内の
財利勝酒井耕永忠せと同じ
供奉す利勝綿二石把銀錢一貫文
女御小缺ど此いび 勅して成綱の

御太刀とたまひ女傳奏廣柳大納言
益勝之藤大納言實條勘使より又
女御と黄金うびり沙夷とたま
女院より又時服をたまひる

同九年

名瀬院勘

大納言勘沙よみの時利勝供奉を此いび
大納言勘伝夷大將軍に任す

寛永三年

右德院敵

將軍家御上源の時徳モ七月二十一日勅
「て董家二十とたま利勝を又進
物を就とばにび

右德院敵の御執奏みより八月十九日
臣四位下に勅セラル九月六日ニ隙の
城へ行幸の時利勝が諸事を申行
す其外別傳仰とうけたまら
酒井忠永は忠世トおうタマ 中宗

女院の御ち餐食道の事とてよもやも
此時忠世利勝侍候トいどへされ勅宣
あやしに

右德院敵御辯退ありとどきかねて
勅ミコト

右德院敵辯トたまふあめトくして
西人ヒト命タマ御辯トめたま
ひ附利勝根よりヒメ越前綿ミツ
鶴等ト禁裏ミシナ女院ミタマ歎ト

こきを謝り乍ら又 勅して 薫物
十合をたまふ 中文を又 繕珍二十

卷すびと重ねとたま

將軍家に戸御かれゆく 中堂肩衝

の御茶入をたまふ

同六早八月廿八日

ね軍家利勝が館よ 波御の時銀子

五百枚御祿八十枚令奉事正家の御
脇箱を奉以て利勝し又繕珍百枚

貰ひ金二十九万文字の御腰物右光の
御脇箱長光の御太刀を承ど

九月二日

名連院歎利勝が館よ 波御の時莫令
五十枚御脇箱二十枚大内正家の御脇箱
を承候を利勝し又繕珍三十枚下子
金二十九万宗の御腰物備前恒乃
御太刀を承す

同七年

當今御即位の時利勝

台徳院敵の御使もとて

お軍家の御使酒井兼永頃忠世ともす
く入いりてこれを賀たますをち越前錦
石把いは輪櫛わいしょく之石挺進いそん歎たんす其儀ごぎからく
利勝忠世とねりと曰いふく 院衆いんしゆと
仰太刀馬代あひだと歎たんす 又 國母こくぼの御使ごし
何作なにしてか太刀馬代たけだと進すすよすけみ
中御門大納言宣衝まことに阿摩アマ中納言實顯マサカミ
院使いんしして平盛年ヒラタケニの御太刀寮ごだりょうの

麻毛ケの御馬すびよ御童物どどぶつと下
さるの名なをひき利勝とねりするら火太刀
御童物どどぶつと御載ございと御馬ごまへ合あひこれと
て利勝とねりが完まめ事ことり利勝とねりよさば
く此時このとき 国母こくぼと又別わかれよ御童物どどぶつ小服こふく
としまつり又別わかれよ御童物どどぶつ御衣ごい
ゆつと下さける利勝とねり參さん内うちて
仰太刀馬代あひだと歎たんす 勅ちして 御童

其の後又ノ和リの所加増ありて十
四万二千石を以て

同九年五月

右油院勅御不例の時利勝今も
お軍家よつて子供へきの 仰せが
ゆづけを九へゆきて

將軍家を折りもち進物を取ど

同月二十四日

右德院勅薨御 殿遺言にじりて増上寺

小ちあらむこれよりは御年忌の
法事をばく又増上寺造営修復の
奉利勝たびくこまを奉行す

同十年

將軍家の仰せより依頼を行ひたる
下総国古河の城アラフ一万八千
石の所加増ありて都合十六万石を
領と此内下総下野の内もおよそ
十四万五千石に別の内めて一万五千

石とたまふことをうり以降

將軍家日光涉參詣候次の往還了
利勝うびみ子利隆右河小山よ
ちゆて御饗禮を献す

回十一年

お軍家仰入洛の時利勝供奉
回十八年八月三日

竹子代君沙誕生回九日涉七歳の祝
儀中て利勝青尼長光乃涉

刀久圓の沙賜招を献じて祥

奉此回

將軍家の仰せ従て幼子八躬七回

虎助

竹子代君小使入をまつし

元政

内院元利勝家長

女子

三浦志摩守正次母

女子

朝倉義定守妻

利隆

幼名松丸 遠江守 武州領戸に生る
寛永七年十二月六日立位下す

叙す

勝政

千代 早世

利長

八助

利房

七助

虎之助

女子

生駒毛枝ちう妻

女子

堀兵部少輔妻子助母

家紋冰車

砂川利兵と之を利勝

やにゆく冰車とす

清和源氏

頬光流

菅沼

付田中

聖光の後胤士後の度流す

中ころ英流の圓すと別

うつり額圓の部菅沼の里

若佐と

某

新之郎

信濃守

三列額田の那賀郡の里と云ふと

某

新之郎

大膳ちま

法名心舟

某

新之郎

法名不空

某

新之郎

法名不空

某

次郎右衛門

廿四之別

新之郎 鐵門
弘治二年八月四日之列ある山よりおひて
行死す。三十六歳 法名道雲

今川家ノ子ノ遠川井

伊谷ノ佐と

永祿八年三月ことくく

東照大檜垣へ屬してまことにと

遠州いよし令行とがまくの

年ひさ

大檜垣次郎左衛門が甥新八郎宣盈又

命じてそしりととなしし宣盈

トナリハ菅沼ニ郎右衛門近者

石見於るをう大丈左の主人行ひよ
属せばよと案内者とて先
井伊谷ノヨシシキく遠州へ行
ひづひわうてりんれ威功
わの恩賞有へきのりゆしぬく
沙判をたまひするうち宣盈と
もとと此と此と沙判もとと

大檜垣にまつゆたまひ四年

十二月十二日沙判をひすむ松浦

とくまくら具書の詞小いと
今度あ主人の地主井伊家筋
遠州へて寺も本堂也能ま
而く生産如行分の事承る事
遠為不入枝附早苗後軍別は
如行分ぬ何様の事根え進道
引金見放中間ある也と云ふ所
不及申は 伏誓仰う

永祿十一年十二月十日家康

菅派次郎十萬石

近友石丸守

於はう太守

今度疏遠州列入室先あ主人の爲
井伊若崩今案内可引出ゆ
感狀もよしと上ほ志貴守るが
至如行之事

一 井伊若跡識新知本多一多事
一二般在郷近畿一多事 み石井文

高國雷子方より 一高梨

氣候の如

一九三〇年

まんこく橋つめまで

一山田

川合

一かやと

圓飯

一野兔

かんさう

一丸まに

人見の口を以て新橋小沢渡

右は書立く分何を為不入を

お連れ為私飯生産を以て再

於此地田原三百夷文可も至る
井伊谷飯立かひげ書立く内貳
千夷文紀印地ても至也若自甲
列め何極くもす本した以起信文
中宣上を進退みじてア理を
相違丁生産也主と飯何方、威
也御極くも良し先判取能生
至れり此上左相連有るを
也委細を嘗泥新八郎方了

也の事件

十二月十二日 家康

菅沼次右衛門

を若石見守る

於まうちちある

宣盈又別々誓詞一書をばうて

御書りありとくを有珍木下

とくらむ書中中の文主り是後

もあはせ生さうのじゆもく

川もちすきのすとよきのせぐ

宣盈うべり今家四三事延修

か判めて是となくほほん大馬の

其一族くわくしめ此書りのせど

三人井伊若主ておぬあら故なら

それよりね

大橋塊沙生津ひよひこといはす大馬

はをしておもく軍ゆわりよほ

井伊若主人と井伊兵部少輔重政

了 けらる
天正十年 死す 意行と号す

某

次郎大東門尉 せきとうもんいり
天正十二年 七月 沖陣のゆき
井伊兵部が病歿 政をうつす
て敵とうちどりと肩をぬくら
四十八年 小田原陣 まへ政信

アリあつて藤田猪五郎とのこと
ニ高ちる病とす
秀長五年 国ヶ原の陣の時とす
えりへり屬して名向と
曰八年十月廿日武列して死を聞
三十八歳 月宗道秀と号す

勝利

次郎大東門尉

せきとうもんいり
生四上野

泰長五年父とおきく井伊直政

了属して佐和山に移りとくとく

と幼少なりより直政不口

ことちりて寛一下向

右徳院敵へ生まき沙切れを経
大坂支那の沙陣よ健をも

元和二年

右徳院敵の命みよ

將軍家へ行くとまつ

同四年沙切れをあらため幼少と済
候と

寛永七年或列そ死と三十七歳

相巣家機と号す

勝次

七く船 次郎左衛尉 生四武列

寛永七年又勝利死との後絶

とて遺経とく

四年

將軍家アリおもてアヒタして小蕃シバムの沙役サエキ

とトてもし

定盈ミタウ

新八節

鐵スレ鉢ハチ

野田ノダの城シロよ絶ツカと

永祿四ヨウロクシ年

大檜垣タガハシ

今川イマカ

氏シ

真マサと不和フウみをうるムル時メシ

東之河ヒガハシ

の諸ハシ

守ムラシ

氏シ真マサと

属スルとくソどを宣盈ミタウ

大檜垣タガハシ

可ハシ

屬スル

たてまつりく

野田ノダの

城シロ

アリ

民ミン

こをそいして野田ノダ

の城シロと

城シロ

をとて和をとふ城中兵すくなき可
よりと城をうそて宣盛ハ思ひりゆ
其のうへ兵共駿河の兵をひきて野田
の塚をまわるにしづかは宣盛入ます
うがひして兵をぬけにありゆ田の
塚をせめどもこれりとす

同年七月十六日

大槻源宣盛が左近^{左近}新近^{新近}
一にそくまちか沙書^{沙書}うり

一富永^{富永}の^の口
一矢部^{矢部}片山^{片山}の^の口
一宇利^{宇利}の^の口
一喜^喜又^又の^の口
一多^多木^木の^の口
一小豆^{小豆}豆^豆の^の口
一得^得貞^貞の^の口
一いの木村^{いの木村}の^の口
一櫛尾^{櫛尾}の^の口
一河田^{河田}の^の口
一臼村^{臼村}の^の口
一扇^扇の^の口

一之橋

一東条

一宮

一

右あひ行かず地も魚不て有相違
新地を従先判御不可と申候
考也仍此件

松平義人

七月廿四日 元康

費波新八郎

因八年三月ことく行かみつ

大檜原のお行せみ遠別ハ歎國なり
まことにこれよ屬せとどて定盈不仰
て立ちし宣盈たうりこととめく
一 菅沼次郎左衛門近藤和泉守と
三郎左衛門と案内者とて升伊答
の城をせめおとすれども本坂又
三郎刑部の城をせめどうて家老菅沼
又左衛門とし又奥松と通

據中山へりて後漢みしと書をもて
て此りひそ

大檜隈へ言よけりハ酒斗左衛門が次
とてうつて賓松の城をまわし

ひとき

大檜隈其忠誠を感して紙地と宣傳す
にまちう御書ゆりまむけりといふ
今度忠臣付る遠別本山川合には
并高那之相送可至此上と云候後

棟別十二庄諸役為不入で至る
之將又為新地自河西ふ三百夷文
東ふ千夷文可も並く上、承相送
有弓者也。先づ是れ地主也。
委細志今氣宇兵備尉一官をも
仍ぬ件

十二月十三日 家康

管領事八角

元龜元年姉川合戦の時宣島ハ時田
の城とまゝりて家老今泉延信を戦場
よりおひじよし

曰三年味方々聚合戦ことよりてほ
武田信玄三万力千の兵を引むく時
曰城とこじ定盈是とよやく時

大檜原すと行自筆の書とよまうその
ゆきしきにいとく七日てうち
竹うわ張うべきの弓もうち

城をまつり一とけとく

大檜原行之義まさきて時田の逃
遁笠頭山ア陣をもつて玉手をも
て玄大軍ゆゑてくわくおもろすこの
城をまつるに努ひてすりく歎行
坐をばくらひを入て拠やうねかく
をうちうりてせめ入とくとも宣島を
をふせん十二月と翌年二月まで

つぬみくすすすもあきやを歎う成城壁
とほりやうれ道ととんとく故
隊中冰とりくすりて士卒湯不
のそじゆへ書をもせく

大檜現一此この役進いたすて候徑言かず
ていふ隊中冰つゝ士卒湯をふ
称なまづくは定盈一人自救じゆと城中の士卒
とすくと徑言先さきをゆすとさり
定盈自殺じせきのめ城を守らす信言

ひそした是とうひひて定盈を
長藤ながふじの城じゆをさ

大檜現一つしとゆくやけり山腹やまぶに
方の人質ひとしつをもて定盈よへんと

大檜現こきとゆくたまひ二千騎のの兵ひ
と相あわく人質ひとしつをもうちだまよ徑言もく
二千騎のをおりて定盈をもうちて川中かわなか
例たとえ定盈じゆうづび時ときの城じゆをうち徑

す。山家之方とハ瓶も七疊駄峯之
下の城自ナラチヅカハ

大檜隈ノアシヒノテナツリテ候。

三河ニモ信玄ノ通シレメル

大檜隈其妻子をもとましまふを
ば時ミエ子をくして宣室よりあ
勝水之河ノ生治の附立西原が
井田の邊急ノカマシテ是をかく

時ノ

大檜隈のお舟セテ取ちもどるた
か城をまつて此時勝水山家三
方の手を案内者としてすみさる
宣室いづみだりく欲とうちやう事
板十人定宣う兩人を又數十人
付死と附ノ越後若尾道行と書
を宣室ノアシヒノ其詞みいづ
因くもにせ心許をほん家康以
使ひ下ノ入鬼中承ひ徳久二

主二丁下内候子細以舊御中合し可
松板演説は入色ひ宣教もとよりに
彼五教骨くゆきをひ教へ何板於み
方他に有りあらずて心易作れむ
て有あや裏しりぞゆ

八月朔日

備後

黄泥新八節り

進る軍氣坐張く所於義教祐
誠心中感入

天正二年長源行陣の時酒升た清野
忠次くみよてお稟せ城をせめら
肩ゆきこうち面

因十年

大檜根甲列計府ノ入仰の時伊豆を
因十二年小牧行陣の時もほそよも
尾川要害の地をまひり久しうの合戦
の時ハ家長堀田清中將軍を合戦の
沙旗もへて子友人な敵を

うちもて名をりうす

大槍櫛毛を感いたまふ

因十八年小田原沙陣の附従をも
至長五年小田原沙陣の時ハ戸

沙城の守佐吉番よじ

因九年七月十八日勢別毛鷲よせんて

死六十三歳

定仍

彰八郎 志摩守 沢立位下
勢別毛鷲の城ノ長役す
岡ケ原沙陣の附従河奥四寺の城并
府中毛鷲の沙番よじ

泰長十年十月木の日死と三十歳

定成

毛賀 二十八歳と死と

定芳

左近

鐵経

七國三列陣圖

弘長十一年 鶴川七郎の城を破り
同十三年 尾井伊賀守つゝあつて
圓をのぞう 七月井伊太近を多中務
や浦 松平猪俣守がに名ひて
伊賀の上野の城を落す 八月宣喜
大垣の石川氏とおともに人を殺す
ゆくとゆる 一歩りきこ大坂うちて

城をまもるは後藤を和泉守高虎
伊賀の圓を洋介が九月下旬入圓
を定芳上野の城を高虎よもて

人目

十四年 長崎大冰

大檜原、二毛とわられもほりて八木
三千石をもどる

同十九年 二月十七日 五位下ノリ

叙 / 鐵経 / 一ノリ 仰す

同年大坂陣の時定弓傳もて
後前後ノ陣とくわ竹束とつま
は寄す附

名徳院敵より大角の銃砲救援を経
定芳これと爲め前より大角をみて
城の壁櫓數十ヶ所をうちやす
名徳院敵大坂より伏見へうちたまひ
て宣芳をして薦令二十枚を給
翌年大坂兵乱の時か多良山も忠政

くみゆく大坂ノ發向ノ大和にゆき
五月六日大坂の將校又兵清彦曰隼人
井上小鹿等と大刀にて勝利
とひら此討定を拂う而後信濃
信玄門井上小川清ひと付う同七日
天王寺に向てせめ入敵大刀敵乞と
肩をそそりこと而仰級
元和六年長篠又洪水
名徳院敵に坐とさうして八百千

カ百石よりびより萬令二千石を給
同七年も總計約二千石に別賄の
城下よりつる家地一石の加賛を給金を

同九年

右徳院敵御上源の財賄不の城下
おゆて御賄を献す財より令銀を
服を作候す

寛永三年

右徳院敵

將軍家御上源の財賄不より御賄を
献す御賄前のこと

同十年賄不大供御財

將軍家より白銀三百石目だまつら
小きつ子

同十一年

將軍家御上源の財賄不より御賄を
献す御賄前のこと定めと沙前之
の御御賄を献す定めと沙前之
了生され志津の御賄持りびより

金銀衣服をまくら

回半で月賃石をあつめて丹波龜山の城をつくり又一万石の竹か
塔を筑候と

定式

修理亮三十歳と死と

宦官

田中吉重頭 生圓某別安保卿

田中吉小や一をうちうれゆる
田中と称と

泰長十一年六月ア生されて

大徳院歿アツクモテまづ行近ち

と

同十六年正月五日下アノ叙と

四十九年大坂御陣の供奉す

翌年大坂再礼の時又月七日天主

寺口よりおりじまにて歎をうちども
其の後とひそひこの時候絶り
仰りて幌と扇く
元和八年十一月仰みよりて田單
久兵の本を與へ養ふとすりに列
野洲郡まで一万石之別田原を
五千石上等新田まで五千石熟谷
二万石を折伏と

同年十二月終よりて御小姓

とす

同九年九月十八日定官が地主宅
夜ふ廊漏せりとて同一屋敷を定官
とし而御勘定をかうとあはれ定官
と組合へりよりて御勘定を
かうて二万石の領地を
あらわす

同十一年六月御勘定をすてて

箱内

右連院殿のおはせより

將軍家へつづき御書院書と

つどじよほ組へらとなむ

寛永九年四月御書院の書取と

経年

曰十年四月安房よ総のうち

おゆく三千石をまもる

女子

曰十年四月安房よ総のうち

おゆく三千石をまもる

女子

左多達院助妻

内井与九郎妻

女子

坪内忠臣妻

某

翁助

寛永十八年四月木八日七歲也

將軍家を絶へたてまつ

定昭

た近

寛永十七年十二月木九日正立位下に

叙した近將監より経ぞ

定治

立秋

定恒

立秋

女子

小笠原民部が娘妻

女子

家紋
釘貫

某

某

大膳

菅沼

之別新成ノトガミ

某

大賄

七圓三別

某

織部

某

十郎兵房

信濃守

七圓同支

母ハ冰野下野守信元

母同

今接

信元

母け

氏小嫁

十郎

兵房

永禄の母め

冰野氏一ゆきて信元

大檜原ノフクムツ

大權現山家三方丸

戀川の城をせめたまよ附敵兵

らもく、主をこじゆく味方勝利

うなむ 小信濃守馬をもせて二の
曲輪までせめりてへる。兵を
引いては
今川氏家物見を之別剣城鶴鹿山
へ出と時信濃守もつゝ小糸が兵
給不甚兵清をうちどく若狭伊賀を
又松井兵右衛門をうけ
氏真が兵三別剣城をせひるや紀
信濃守敵兵今川介八郎を討ひ
引うりて
氏家之別浅生田をせひる時信濃守
能入相くよ歎敵敗北を
武田信玄が兵三別原房が頼み生張
て兵をかと、ときの時信濃守と
菅沼孙とちの木紀伊守相としに
矢をんうちゆひてゆ敵つるみ
引うりて
元龜之年三方案合戦の時信濃守
すばりす定吉作供す今

宵未うち敵と不^トふるきりと
大檜原に越すゆゑたまらずすもつて
豪^{アシ}を以^テて勝利をひらか此は
の景^{アシ}よりとお川村^{オカワムラ}作勝^{オツコ}村^{ムラ}そつ川村^{ツツカワムラ}多^タ村^{ムラ}
長九年犯と 信濃津^{ヒシロツ}

定名

越後守

大權現

台^{タメ}神院敵^{アキ}にへへとまつ大檜原駿^{スル}駿^{スル}別田中^{タチ}の敵^{アキ}をせめだまつて定名鷲坂^{スズカ}長九郎^{ナゴウ}とあき^{アキ}く進^{アシ}て川^{カワ}をうし先^{アヘ}をりす鷲坂^{スズカ}この時^ヒ討^{ハシム}死^ス天正二年長篠合戦の附定名歎^{スル}を

うちよりて其首をぬく

回十二年長久より合戰の時定を肩三
級をうちより家人屬田又十郎 幸兵
馬家十兵を又肩をぬくら
參之長十一年五十四歳を死す

法名津空

定後

百十郎

中圓同前

名酒院敵ノ一ツへとてまづ

定則

元和五年三十歳を死す

法名津空

忠左衛門

七四式別

名酒院敵の御時ノ一ツへとてまづ

宣信

作十郎

七四同前

將軍家へとてまづ

定政

有十郎

將軍家ノ子にゆきてまつ

定勝

新之郎

將軍家ノ子にゆきてまつ

家政
釤貫

某

管沼

之立節

生國之別野田

大權現ノハシノアマツツ

某年六月病死國五十

改次

之立節

生國造別

右極院勅小つゝそまつ

寛永十年十月死也年十九歲

次賜

之立節

生國造別

家紋
釘貫

